

香港における野宿生活者の実態と 自立支援事業の進展プロセス

水内俊雄・松村嘉久・科研香港調査チーム
(大阪市立大学) (阪南大学)

はじめに

1997年の中国返還により香港特別行政区となった香港は、面積が1,098km²で人口は681.6万人(2003年6月現在)である。面積にして大阪府のおおよそ3分の2、人口にして4分の3に相当する規模を想定すればちょうどよい。香港には2003年初頭現在で、1,200余名の野宿生活者が路上で生活を送っている。大阪府に8,000名近い野宿生活者が存在していることと比較するならば、少ない数と言えるかもしれないが、近年の香港においては野宿生活者の存在が問題化され、いくつかの政策が策定され実施されてきた。筆者らの科研チームは2001年12月から2003年1月にかけて4度にわたり香港を訪れ、一連の支援活動の担い手となっている野宿生活者支援団体やその施設を見学させていただき聞き取り調査を行った。

香港における野宿生活者支援への取り組みは、日本の政令指定都市やそれを抱える府県にとっても、ある意味で参考になるシステムを有している。詳細な香港調査報告は改めて行うとして、本稿では野宿生活者支援団体と行政側との間で交わされた公文書の翻訳資料(〈翻訳1〉と〈翻訳2〉)を通して、香港における野宿生活者の実態と自立支援事業の進展プロセスを紹介したい。

背景

香港における野宿生活者に対する取り組みは、1987年がひとつの分岐点であったと言える。1987年以前まで、野宿生活者そのものを対象とした支援サービスはなく、同郷会や慈善団体などが広く生活困窮者に様々なサービスを行うなかで野宿生活者も含まれていた。サービスの内容も自立支援を見据えたものではなく、生活必需品や食糧を緊急避難的に提供することが主な目的であった。こうしたなか

で、野宿生活者をもつばらの対象としたサービスを、1987年に救世軍 (Salvation Army) が香港で最初に始めている。サービスを開始した当初、政府から救世軍への資金援助はなく、自前でサービスを提供していたが、1989年になって、政府もその活動の必要性を認めて資金援助を始めている。それによって、救世軍は九龍サイドに野宿生活者支援施設を開設し、その後、わずか4名のスタッフで、香港島も含めて香港全土をカバーすることとなる。次の転機となったのは1993年であった。この年、野宿生活者問題に関するワーキンググループの答申に基づいて、社会福利署 (Social Welfare Department) が当該問題に取り組むための総合戦略を発表した。6ヶ月ごとに再検討されるこの戦略には、野宿生活者へのアウトリーチとカウンセリングサービスの強化・シェルターと簡易宿所 (Urban Hostel) の設置・デイセンターの供給増加といった諸施策が含まれていた。

香港における野宿生活者対策のひとつの特徴は、こうした諸施策を社会福利署が直接実施するのではなく、NGOなどによるサービス提供を奨励するところにある。その後、例えば、1996年に聖ジェームズ・セツルメント (St. James' Settlement、以下ではSt. Jamesと略す) が香港島で、基督教關懷無家者協會 (Christian Concern for the Homeless Association、以下ではCCHAと略す) が九龍サイドで支援サービスを開始した。その後も野宿生活者を支援するNGOの参入が続き、文末に示した〈翻訳2〉の表4に挙げられているように、現在では支援サービス施設も増えた。香港の野宿生活者対策のもうひとつの特徴は、一連のサービス事業が複合的に展開されているところにある。日本のコンテクストに置き換えれば、「路上から」：実態・ニーズ調査および巡回相談 (アウトリーチ)、「畳の上へ」：シェルター・ケアセンター・自立支援センター・更生施設、「畳の上にあがってから」：就労自立支援・居住支援、といった3段階になろうが、香港ではこの各々のサービスに様々なNGOが参与しており、互いに緊密な連携を保ちながら事業を展開している。また、一連のサービス事業に対する評価機能も備わっており、情報公開も徹底されている。総じて、日本の支援対策よりも数年早い事業展開を見せており、今後の日本の各都市におけるひとつの事業指針として参照されるべき点は多い。

さて、社会福利署が支援サービスにNGOの参入を奨励していると先に述べたが、そこに至るまでの過程において、香港社区組織協會 (Society for Community Organization、以下ではSoCOと略す) の果たした役割は非常に大きい。キリスト教会系を中心に1972年に設立されたSoCOは、人権擁護団体という性格を前面に打ち出

し活動してきた団体である。設立当初から現在まで、住宅困窮・生活保護・不安定就労・新移民・エスニックマイノリティ・医療過誤など、実に広範な局面での人権侵害に対して、その当事者たちを組織して活動や運動を行い、政府に対して異議申し立てをするサポートを行っている。

1970年代、生存権を脅かされるほどの露骨な貧困や貧窮状況に対して、そうした人々の声や要望を引き出そうという街頭型の運動スタイルは、当局から

にらまれていた。しかし、80年代の香港民主化の流れのなかで、SoCOのメンバーたちは様々な異議申し立てを、デモや請願といった形で政府側に要求する一方、政府系の委員会などに招聘されることも多くなり、一種のロビー活動を行うようになった。圧力団体というものがあまり歓迎されない土壌のなか、SoCOは香港における数少ない人権擁護派の圧力団体の一つとして成長してきた。スタッフは現在でもわずかり名であり、活動資金の3分の1は外国の教会から、3分の1は公益（慈善団体が一般から広く集めた寄付金）から、残りの3分の1は政府からの援助で運営されている。メンバーたちは社会福祉・経済学・社会学・都市計画・建築学などに精通しており、いわば活動をともなう若手のシンクタンクとも言える。

SoCOは野宿生活者問題に関しても、政府側にアクセスしながら様々な声明を発表し調査や提言を行い、それらを公表することにより香港での世論形成に多大な貢献を果たしてきた。SoCOが野宿生活者問題に本格的に取り組み出したのは1999年であった。その発端となったのは1997年のIMF金融危機で、この年を境に香港の野宿生活者の内容が大きく変容したことに起因する。IMF金融危機以前の野宿生活者は、高齢者や精神疾患患者、あるいは薬物中毒やアルコール中毒の人が一般的であったのに対し、それ以降は失業に起因する20歳代から40歳代の野宿生活者が急増してほぼ半数を占めるまでになった。新たな野宿生活者たちは野宿期間が相対的に短く、日中ではなく深夜になってから外に出てくる人が多く、従来の社会福祉署が提供する福祉サービスでは捕捉できない状態にあった。こう



写真1 九龍サイド何文田にあるSoCOのオフィス

した新たな事態に機敏に対応するには、新たな支援サービスの開拓が必要であるとの認識のもと、SoCOは1999年に後掲の〈翻訳1〉で言及されている野宿生活者調査を行い、住・食・就労が一体となった包括的な支援サービスの必要性を訴えた。

〈翻訳1〉はSoCOが独自の野宿生活者調査に基づいて社会福利署に行った様々な提言に対して、社会福利署が現状をどのように認識し、新たにどのような政策を打ち出すのかを回答した政府レポートである。ここで打ち出された新たな政策の一部はすでに実現されており、香港における自立支援事業の進展プロセスが如実に伺える文献となっている。

翻訳資料を紹介する前に、香港の主要な野宿生活者支援団体の役割について、簡単に整理しておきたい。香港では前述の救世軍・St. James・CCHAが、野宿生活者支援の最前線に立つ主要な団体である。これら3つのNGO団体は、主として野宿

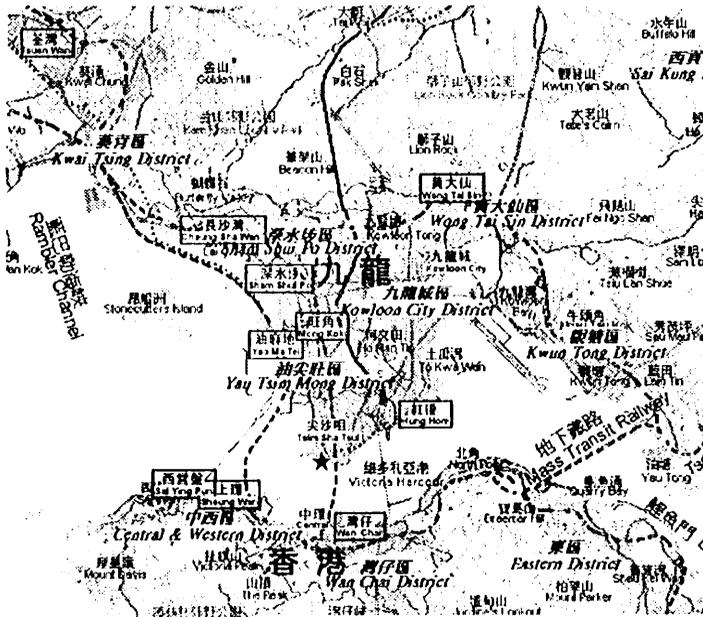


図1 香港・九龍の概略図
 □で囲った地名は、表4にリストアップされた支援サービス施設が所在する代表的な地区である。
 ★は深夜に多くの野宿生活者が就寝する尖沙咀の香港文化センターである。

生活者への直接的なサービス、すなわちアウトリーチ・宿泊施設・就労支援・カウンセリングなどを提供している。一方、SoCOもこれら3団体と同様のサービス提供を行っているものの、その主な役割は大きく異なる。SoCOの主な役割は、野宿生活する当事者たちを組織して、自分たちの權益を主張する集団を形成し、当事者たちの声を行政側へ上げていくことにある。その過程のなかで政府系の委員会などにも積極的に参与して、ある種の圧力団体として、当事者たちの主張を強く後押しする役割も果たしている。野宿生活者問題に限らず、政府関係の公文書やニュースリリースなどにSoCOの名前が頻繁に出て来る背景には、このような事情がある。なお、SoCOと日本との交流は、2001年6月に日本サイドのホームレス東アジア交流実行委員会により、当事者の参加も含めてすでに行われていることを付言しておきたい。

〈翻訳2〉の背景についても、簡単に説明しておきたい。野宿生活者問題が顕在化した香港では現在、SoCOによる行政サイドへの働きかけも盛り込まれた、社会福利署による「野宿生活者を支援するための3ヵ年アクションプラン（2001～2004年）」が実施されている。2002年6月付けで発表された〈翻訳2〉は、このアクションプランの経過報告であり、野宿生活者の実態や支援事業の進展状況とともに、同プランの完遂に向けた様々な改善点や提言も述べられている。日本と比較して特に参考となるのは、支援事業の最前線に立つ上記3 NGO 団体と社会福利署との関係性・支援資源を最大限に生かそうと試みる、様々な関連機関の緊密な連携・支援事業の厳密な評価システムなどであろう。なお、本文中の写真は、筆者らのチームが現場訪問した際に撮影したものである。

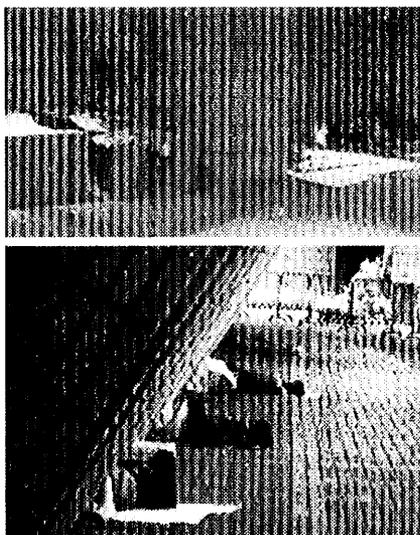


写真2 尖沙咀の香港文化センターの深夜
(2002年3月5日未明撮影)

〈翻訳 1〉

福祉サービスに関する立法会回答 野宿生活者に関する SoCO の提起への対処 社会福利署 1999 年 11 月

1. SoCO が本年 6 月から 8 月にかけて行った野宿生活者調査のなかで提起された諸問題に対して、このレポートでは野宿生活者を支援するために利用可能な福祉サービスを概説する。

サービスの目的

2. 社会福利署が行った最新の調査によれば、1999 年 9 月現在で合計 783 名の野宿生活者が存在する。彼らのうち 347 名(44%)は生活保護 (Comprehensive Social Security Assistance) を受給している。
3. 1999 年と 2000 年、野宿生活者に福祉サービスを提供するため、政府は社会福利署と様々な NGO 団体に 1,100 万香港ドルを助成してきた。その目的は彼らを野宿生活から脱却させ、コミュニティへ再統合するよう支援することにある。高齢者・身体障害者・精神障害者・薬物中毒者など、より不安定で被害を蒙りやすい人々に対しては特別な配慮がなされている。

野宿生活者問題への取り組みにおける戦略

4. 1993 年に設立された野宿生活者問題に関するワーキンググループ (Working Group on Street Sleepers) の答申に基づいて、社会福利署は野宿生活者問題に取り組むための包括的な戦略を採択した。6ヶ月ごとに再検討されるこの戦略は、野宿生活者へのアウトリーチとカウンセリングサービスの強化、臨時宿泊施設と簡易宿所 (urban hostel) の供給増加などの施策を含んでいた。また野宿生活者を支援するため、社会福利署はコミュニティサービス計画を実行するボランティア活動も奨励してきた。問題へのより効率的な取り組みを確たるものとするため、関連部門と地区組織との意思疎通や連携が強化される一方で、野宿生活者が利用可能なサービスについて、もっと大衆に認知してもらえるよう積極的な手段が講じられてきた。

野宿生活者に向けた既存の福祉サービス提供

5. NGO と協力して、社会福利署は野宿生活者に広範な福祉サービスを提供している。それらは、医療や薬物依存治療に加えて、カウンセリングサービス、宿泊施設の支援 (臨時シェルター・簡易宿所・デイセンター・公営住宅入居への優遇措

置など)、金銭的支援の照会、就労支援などを含んでいる。こうした福祉サービスの要約は付表(省略)にある。

SoCOの調査報告に対する行政の対応

年齢と雇用

6. SoCOの報告では、野宿生活者のなかに20歳から39歳の若者の数(インタビューした94名のうちの19名で20%)が増加しつつあると指摘されている。彼らの約3分の1は中等教育を修了している。しかしながら、1998年11月に行われた最新のデータを含めて、社会福利署による香港全域の野宿生活者調査の結果では、より低くてより堅実な11%前後という値を示した。
7. 経済の沈滞と昨今の雇用情勢のもと、住民のなかには様々な理由で野宿生活を決断する人たちがいるであろう。この点について、政府とNGOは適切な就労支援と就労照会を通して、彼らの自立を取り戻すため、彼らの抱える諸問題を解決し、失業中の野宿生活者、とりわけより有利な教育資格を持つ若年の野宿生活者を就労させるよう、かなりの資源を投入してきた。
8. 1998年10月、香港社会サービス委員会(Hong Kong Council of Social Service)との連携のもと、2年間の試験的なプロジェクトである「地区を基盤とした雇用支援ネットワークプログラム(District-Based Network Employment Support Programme)」を立ち上げるため、41のNGOサービス団体が宝くじ財団からの助成を受けた。このプロジェクトの目的は、統合された社会福祉の手法により、失業者が労働力として復帰するのを支援することにある。既存のNGOサービス団体に設置された9ヶ所の雇用支援センターと、32ヶ所の雇用情報センターを通して、このプロジェクトでは就労の照会・斡旋サービスに加えて、参加者に向けたカウンセリング・職業訓練・開発プログラムも提供している。失業中の若い野宿生活者はこのプログラムを受けることができる。
9. 9ヶ所の雇用センター(Employment Centre)・2ヶ所の新移民のための雇用指導センター(Employment and Guidance Centre for New Arrivals)・電話就労相談サービスのネットワークを通じて、労工處(Labour Department)の地域雇用サービスは、失業者に無料で雇用支援を行っている。
10. 求人は雇用センターに掲示され、それらのセンターに設置されているタッチスクリーン型のコンピューターでアクセスすることもできる。雇用者の詳細が開示されるか、雇用センターに面接の照会を申し込んでいれば、求職者は

求人が自分に合っているかを見定めて雇用者に直接申し込むことができる。

11. 地域雇用サービスの就労マッチングプログラム (Job Matching Programme) は、自分自身で仕事を探すことのできない求職者に、より緊密で個人的なカウンセリングと就労マッチングのサービスを提供している。うまくいく雇用の機会を改善するため、求職者には、被雇用者再訓練局 (Employees Retraining Board) が資金を出している再訓練コースが照会されることもある。
12. 労工處は仕事を探すうえで、多大な困難を抱えた失業者をいかに支援するのか研究している。そのリストのトップにあるのは積極的に仕事を探している野宿生活者である。
13. 労工處は現在、積極的な求職者の見定めを目的とした野宿生活者へのアウトリーチサービスを提供するため、社会福祉署とNGOの支援のもとで試験的なプロジェクトに取り組んでいる。就労マッチングプログラムのもと、労工處が徹底的な個人就労カウンセリングとジョブ・マッチング・サービスを提供する一方で、社会福祉署はより長期に利用できる宿泊施設を探せるよう、彼らに賃貸保証金と金銭的支援を提供している。NGOは野宿生活者に必要な精神的カウンセリングとフォローアップサービスを提供する。労工處はこのカテゴリーにあてはまる誠実な求職者に対して、雇用が保証されるまでの間、ポケベルを提供することも検討している。

宿泊施設

14. SoCOは単身者や野宿生活者の住宅ニーズを満たす方法を提案した。より継続的に利用できる宿泊施設を探している野宿生活者へのカウンセリングに加えて、家族サービスセンター (Family Services Centres) や野宿生活者アウトリーチ隊 (Street Sleepers Outreaching Teams) のソーシャルワーカーたちは、個人の状況に応じて、公営住宅への入居優遇措置、臨時シェルター・簡易宿所・養老施設といった施設への照会など、宿泊施設の支援も行っている。オーバーナイトの宿泊を提供する臨時シェルターは、年齢にかかわらず全ての野宿生活者が利用できる。単身者用の簡易宿所が対象とする利用者集団は55歳以上の野宿生活者であるが、本来のニーズをもった他の年齢層集団の野宿生活者にも、NGOは柔軟に照会している。
15. 最近では野宿生活者に対する臨時宿泊施設として、635名分のシェルターと簡易宿所が利用できるようになった。1998年と1999年におけるこれら施設の

平均利用率は75%だった。サービスをさらに改善し、サービス需要の大きな場所で簡易宿所が確実に利用できるようにするため、120名分の場所を提供する3つの单身者向け簡易宿所（上環 Sheung Wan、紅磡 Hung Hom、深水埗 Sham Shui Po）が、野宿生活者のニーズを満たすべく現在建設計画中である。

16. 单身者向けの簡易宿所では、共同寝室・洗濯室・食堂・調理場といった設備が利用できる。ソーシャルワーカーたちは、これらの宿所に滞在中の野宿生活者にカウンセリングやガイダンスを提供しつつ、彼らの個人的な問題を解決し、より長期的な宿泊施設を探すための支援を行う。ケースワーカーはこれらのケースをフォローアップし、薬物問題を抱える人たちには薬物中毒治療やリハビリセンターを照会するなど、適切な福祉支援を提供する。こうした様々なサービスは野宿生活者の具体的なニーズに合うように連携している。



写真3 新設の紅磡明愛勸苑の外観と居室（上階はかなり洒落なマンションである）（表4の1b）

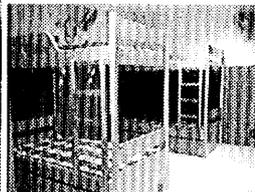


写真4 少し古い深水埗露宿者之家の玄関と居室（表4の2c）





写真5 九龍サイド中心部の油麻地の塵芥収集場2階にある2施設
(2階向こう側が救世軍のデイセンターである露宿者援助中心(表4の9a)、2階手前側が香港露宿救済會の油麻地露宿者之家(表4の2b)。)

写真6 基督教會の養馬會樂富宿舍の玄関と居室
(上階は普通の公營アパートである)
(表4の6a)



生活保護受給者に対する支援

17. SoCOの報告では、生活保護を受給している野宿生活者に対して、求職中の交通費と生活費をまかなうため、賃貸保証金と緊急救済資金を提供することが社会福祉署に提案されている。ここで注目して欲しいのは、高齢者・身体障害者・病人の生活保護受給者には、生活保護の枠組みで賃貸保証金を含め

た特別な助成を受ける権利が与えられることである。もしも労働可能な野宿生活者であり、新たな宿泊施設に転居するための賃貸保証金の支払いに困難が生じるような場合は、例外的な事情ということで、野宿生活から脱却できるよう、これをまかなう特別の補助金が認可されるであろう。

18. 自立に向けた支援計画 (Support for Self-reliance Scheme) は、生活保護受給者が雇用を獲得し自身の自立を回復することを目的として、それを促進し支援するために立案されている。野宿生活者を含めた就労可能な失業者は、この計画に登録することが求められ、彼らへの生活保護の支払いは、一般に申し込み日から1ヶ月で開始される。しかしながら、困窮が特に深刻なケースでは、申し込み日から支払いを開始してもよい。緊急のニーズに対応するため、慈善基金からの現金援助も生活保護にかかっていない野宿生活者に提供してもよい。

サービス提供における統合されたアプローチ

19. SoCOの報告は、特定の立地条件においては、より統合されたモデルでサービスが提供されるべきであると提言した。野宿生活者のニーズに合うよう調整されたサービスは、緊密な連携と協力を通して、近年より統合された方法でNGOによって提供されている。九龍西部と香港島の2つのNGOはデイセンターの機能を補完するために簡易宿所の運営も行っているが、これらはこの点を例証している。デイセンターのスタッフも野宿生活者にアウトリーチをかけ、彼らにより恒久的な宿泊施設を探すよう促し、金銭的支援や就労支援を照会している。野宿生活者が利用できるサービスのほとんどは特定の年齢層に限定されない。追加的なサービスに対する提案は、既に利用可能なサービスと、そのさらなる統合の余地と照らし合わせて、慎重に検討される必要がある。

野宿生活者に対するホットラインサービス

20. 社会福祉署のホットラインサービス部門は、特に重要な時間帯にソーシャルワーカーを配置し、24時間対応の録音サービスとともに、支援が必要なときに、電話による緊急のカウンセリングやアドバイスを提供している。

社会福祉署による野宿生活者調査

21. 社会福祉署は1980年以來、定期的に野宿生活者調査を行ってきた。近年統計値がかなり安定してきたので、1994年以降の調査頻度は2年に1回に減ら

した。2年毎の最新調査は1998年11月に行われた。現在の経済状況から野宿生活者のパターンに変化が生じる可能性を考慮して、社会福利署は元来2000年11月に計画されていた次回の調査を今年の冬に早めて行う予定である。SoCOのコメントと提案は、この調査計画で考慮されるであろう。

野宿生活者問題に取り組むその他のアプローチ

22. 野宿生活者が利用できる以上のサービスに加えて、サービス団体・強化されたアウトリーチ・公的教育事業のよりより連携が、この問題への取り組みに役立つであろうとの合意に我々は達した。社会福利署は以下の領域における事業の強化を計画している。

- (a) 社会福利署はNGOとの緊密な連携のもと、野宿生活者の支援に際して特定地域の個性を考慮したプログラムの作成を継続する。野宿生活者とりわけ脱野宿が困難な集団に、コミュニティへの再統合を動機づける支援を行うため、ボランティアや脱野宿生活者が、これらのプログラムに参加するよう招かれるであろう。
- (b) 野宿生活者自身が自分たちの問題を解決するよう動機づけるため、より頻繁な夜間訪問による野宿生活者へのアウトリーチとカウンセリングサービスを強化する。利用可能なサービスを野宿生活者のニーズにより適合させるべく、諸地区において連携グループが組織される。
- (c) 社会福利署は地区レベルでの野宿生活者問題に取り組むため、部局間の連携を継続して強化する。

(http://www.hwfb.gov.hk/hw/english/archive/legeo/W_8_11/STREET.HTMより。2003年10月26日に採録。)

〈翻訳2〉

2002年6月10日の議論に向けて 福祉サービスに関する立法会回答文書

野宿生活者を支援するための3ヵ年アクションプランに関する経過報告書
中華人民共和国 香港特別行政区政府 社会福利署 2002年6月

目的

1. 2001年4月9日、増加する野宿生活者に取り組む関係機関との交渉のもと、社会福利署によって作成された野宿生活者を支援するための3ヵ年アクション

プラン (three-year Action Plan to Help Street Sleepers、以下ではアクションプランと略す) が説明された。このレポートは、アクションプランの初年に得られた事業の進展と、アクションプランを完遂する期間に実行されるべき改善方法を報告するものである。

背景

2. 宝くじ財団からの873万香港ドルの助成金が、2001年4月から2004年3月までのアクションプランを実施するために承認された。アクションプランは3つの重要な要素で構成されている。
 - (a) 3つのNGO、すなわち St.James・救世軍・CCHA が提供する野宿生活者に向けた深夜アウトリーチとその他の統合された支援サービス (カウンセリング・雇用に関するアドバイスと職業紹介の手配・緊急資金の管理・野宿生活への逆戻りを防ぐフォローアップ支援など)
 - (b) St.James が運営する灣仔 Wan Chai の緊急シェルター
 - (c) 野宿生活者問題に取り組んでいる既存のサービスと同様、上記の(a)と(b)のサービスの有効性を査定するために、香港城市大学が行う評価研究

アクションプランの初期の成果

香港城市大による評価研究

3. アクションプランの全面的な評価を試みるため、城市大の調査チームは3つのNGOと社会福利署との定例会議を行い、個々の深夜アウトリーチ隊の進展と実績を追跡し続け、調査を通して利用される分析ツールに磨きをかけることはもとより、野宿生活者を支援する諸戦略についても議論してきた。最前線の現場スタッフには専門的な知識や技術を豊かにするためにだけでなく、調査における彼らの関与を円滑にするための訓練も実施されてきた。調査チームはアウトリーチ隊や社会福利署のスタッフと一緒に、野宿生活者へサービス提供する団体のサービス供給方法やその運営に精通するため、デイセンター・簡易宿所・シェルターにも訪問した。
4. 城市大調査チームの任務のひとつは、アクションプランが始まるにあって、野宿生活者の人口に関する基礎的研究を行なうことにあつたので、アクションプランを通してのサービス供給に関するその後の諸変容を比較し得るより明確な情報が利用可能となっている。野宿生活者たちの人口規模・そのプロフィール・関連する社会指標を調べるため、調査チームは2001年10月5日か

ら10月8日にかけて香港全域で基礎的な調査を行った。この調査で586名の野宿生活者が確認され、身の回り品や寝床をともなった88ヶ所の地点で野宿生活者が居住していると確信された。したがって、全体で確認し得た野宿生活者人口は674名であった。野宿生活者は確認が困難なあまり目立たない地点を選んで居住するかもしれないので、社会福祉署による同様の調査結果を参考にして、調査チームは調査時の野宿生活者人口の総計を確認された数の倍になるであろうと推定した。したがって、基礎的な調査の目的に沿えば、野宿生活者の総数はおおよそ1,300名と推定され、この数値は2001年10月の社会福祉署の野宿生活者登録 (Street Sleepers Registry) で記録された数 (1,340名) とほぼ等しいものとなった。確認された586名の野宿生活者のなかから312件のアンケートが回収され、このうち298件 (95.5%) が調査目的に有用なものであった。その他の残りはインタビューを拒絶したり、訪問時にぐっすり寝込んでいたり、インタビューを受けることが精神的に困難な人々であった。

基礎的研究の知見

(a) 社会経済的なプロフィール

5. 298件の有効回答から浮び上がった野宿生活者のプロフィールで得られた知見からは、以下のような野宿生活者の一般的な特徴が確認できた。

- ・若い野宿生活者が多い (53.2%は20歳から49歳の間)
- ・大多数は正規の教育を受けている (82.3%)
- ・野宿生活歴の短い人が多い (57.9%は1年未満の野宿生活)
- ・大多数が野宿生活に至った主な理由に経済的な理由を挙げている (60.4%)。

(b) 社会的指標

6. この基礎的調査で描かれた野宿生活者のプロフィールとは別に、調査チームはこれらの野宿生活者の社会的状況を明らかにするため、いくつかの共通の社会指標、すなわち社会的紐帯・社会的孤独・幸福感 (well-being) ・ホームレス性 (homelessness) ・仕事への愛着といった指標を用いることを試みた。この基礎的調査から、野宿生活者の社会的孤独は高齢者に関する同様の調査よりもさらに高いことが判明した。幸福感を示す指標に関しても、野宿生活者集団の精神的健康状態は子供や青年といった他の集団よりも低かった。ホームレス性・仕事への愛着・社会的紐帯に関する指標が幸福感の指標と強い相関関係にあるという知見を得て、調査チームはホームレス性・仕事への愛着・社会

的紐帯の改善がよりよい幸福感へと導くであろうと提言するに至った。これらの社会指標についての情報は、アクションプランにおける総合的な評価を円滑に行うための指針として利用されることとなる。

7. 香港全域の基礎的研究や関連する社会指標の収集とは別に、3つのNGOと社会福利署内の3つの野宿生活者アウトリーチ隊による、全てのサービス計画のインプットとアウトプットを監視するため、調査チームは2001年11月に利用者情報とサービス調停システム (Client Information and Service Intervention System) も構築した。アウトリーチ隊のアウトプットと成果に関する概要は、表1に示した。

表1 3つの深夜アウトリーチ隊についての基本統計 (2001年5月～2002年3月)

	St. James	救世軍	CCHA	合計
接触した野宿生活者数	204	321	409	934
2002年3月現在の接触数	100	120	100	320
サービス受け入れの内容と人数				
民間賃貸住宅	24	21	13	57
シェルター・単身者向け簡易宿所	49	56	34	139
公営住宅	1	0	3	4
小計 (公約数)	74 (50)	77 (60)	50 (50)	201
うまく就労とマッチした事例	69 (50)	38	13	120

St. James : St. James' Settlement、聖雅各福群會

CCHA : Christian Concern for the Homeless Association、基督教關懷無家者協會

深夜アウトリーチサービス

8. 上述NGOによる3つの深夜アウトリーチ隊がスタッフの募集を終えた2001年5月・6月以降、野宿生活者とりわけ深夜近くに寝床へ戻ってくる人たちと接触するため、午後10時から午前2時の間に週3、4回の頻度でアウトリーチが行われてきた。2002年3月末までに、3つのアウトリーチ隊は934名の野宿生活者と接触し、そのうち320名が継続してこれらチームの接触対象となっている。こうしたつながりのなかで、彼らはできる限り多くの野宿生活者と接触するという目的を達成してきた。
9. これら320名の現在進行中のケースを分析すると、次の特徴がうかがえる。
 - ・ 年齢のわかる130名の野宿生活者のうち、86ケース(66%)は20歳から49歳の間である
 - ・ 健康状態のわかる187名の野宿生活者のうち、166ケース(88.8%)は正常

な健康状態である

- ・教育レベルのわかる196名の野宿生活者のうち、186ケース(94.9%)は正規の教育を受けている
- ・野宿生活期間のわかる210名の野宿生活者のうち、136ケース(64.8%)は1年あるいはそれ未満の野宿生活経験である。

10. 上記の情報が示すところによれば、アクションプランの主な目的である野宿生活の慢性化を防止するため、3つのチームは早期に介入することにより、若くて教育があり健康状態も正常で野宿期間も比較的短い野宿生活者を、首尾よく対象としてきた。

宿泊施設ニーズへの対応

11. 2001年5月から2002年3月までの間に、201名の野宿生活者に対して、以下のタイプの宿泊施設へ入居する支援がなされた。

- ・民間共同住宅への57ケース(28.3%)
- ・臨時シェルターや簡易宿所への139ケース(69.1%)
- ・公営住宅への4ケース(2%)

12. 3つのチームはいずれも事業実施から11か月の間に、これらの野宿生活者に宿泊施設を提供するという当初の成果を達成するかそれ以上の成果を挙げてきた。例えば、St.Jamesと救世軍は毎年それぞれ50ケースと60ケースに宿泊施設を提供すると公約し、今までに74ケースと77ケースに提供してきた。

13. アクションプランにはSt.Jamesが新たに経営する緊急シェルターの設置が含まれている。110㎡の広さで10名収容可能なもので、灣仔 Wan Chaiの個人所有家屋を利用したものである。居間・3室の寝室・トイレ・キッチンが各戸独立しており、テレビ・冷蔵庫・調理器具・戸棚・2段ベッドが家族向きに備え付けられている。このシェルターは改善工事が完成した2001年6月29日以降、入居者の受け入れを始めた。過去9か月で合計78名の野宿生活者が利用してきた。入居率は常時90%を超えている。ここでは長期的な宿泊施設を探し自立生活へと導くため、入居者に対してカウンセリングと適切な福祉サービスの提供が実施されてきた。深夜に接触できた野宿生活者に直ちに緊急シェルターを照会できるので、この施設は重要な資源と考えられている。過去数ヶ月の間に多くの野宿生活者が平均2、3週間の滞在で退出するという高い回転率(2週間未満の滞在事例が24%で2から5週間の滞在事例が76%)は、一時滞

在型住宅 (transit housing) の便宜的な形式としての緊急シェルターが効果的に利用されることも証明している。彼らはたいてい緊急シェルターから退所後、民間賃貸市場における住居探しの支援を受けるか、簡易宿所へと斡旋されている。緊急シェルターから退所させられる居住者に対するフォローアップサービスは、彼らが野宿生活に逆戻りするのを防ぎコミュニティでの生活適応を援助するため、6ヶ月間実施されることになっている。



写真7 St.James 経営の灣仔
緊急シェルター内部
(表4の8c)

雇用の援助

14. 120 ケース(37.5%)の野宿生活者が、特別な雇用サービス団体への照会を通してうまく就労を果たしてきた。こうした就労は、民間部門の雇用主への職業照会だけでなく、被雇用者再訓練局やNGOによる特別就労アタッチメントプログラム (Special Job Attachment Programme) を介して実現した。こうした就労先はたいてい清掃員・レストラン従業員・警備員などである。彼らのうち、103 ケースは月収4,000 香港ドル以上の就労を得ている。これらの120 ケースのなかで、8 ケースは就労を獲得するに先立ち生活保護にかかっていたが、その他のケースでは社会的なセイフティネットに陥ることはなかった。

社会的な幸福感の改善

15. 基礎的研究から得た情報を利用して、城市大の調査チームは、アクションプランでサービスを受けた野宿生活者の様々な指標の得点を比較することができた。そこで判明したことは、サービス提供を受けて彼らのホームレス性の感覚が和らぐ一方で、幸福感にも顕著な改善が見られたことである。しかし

ながら、仕事への愛着や社会的紐帯といった両指標では、わずかながら悪化する傾向が見受けられる。調査チームとしては、社会的紐帯という次元で現実的な評価を下すにはあまりにも早計すぎ、その効果が出るには通常長い時間（例えば、野宿生活脱却から6ヶ月）がかかるという見解を持っている。仕事への愛着という指標に関しては、野宿生活者がより安定的で保証された就労に留まれるよう、3つのNGOが支援を試みるべきであると調査チームは提言している。

緊急資金支援の提供

13. アクションプランのもうひとつの特徴は、当該NGOによる困窮した野宿生活者への、即時かつ直接的に手渡し可能な緊急資金の提供である。純粹に金銭上困窮している野宿生活者に対して、時宜を得た資金援助を提供するため、これらの緊急資金は厳密な管理規定のもとで使用されるようになっている。過去12か月で、総計285,156香港ドルが263名の困窮した野宿生活者に支給された。支給額の約55%は住居賃貸関連の費用、27%は就労関連の費用、その他は日常生活費や雑費と関連して支払われた。その詳細は表2に示している。これは生活保護に頼る必要がなく、賃貸保証金や移動・食事経費などの単に一時的もしくは一回限りの金銭的支援を必要とする野宿生活者に対するもうひとつの重要な資源である。

表2 緊急資金の使用内訳 (2001年5月～2002年4月、香港ドル 1香港ドル=15円前後)

	St. James	救世軍	CCHA	合計	%
住居賃貸関連	39,063	64,840	52,552	156,675	54.9%
就労関連	14,391	37,912	24,554	76,857	27.0%
日常生活関連	27,896	11,186	10,189	49,270	17.3%
その他(医療費など)	1,754	—	600	2,354	0.8%
合計	83,104	113,938	88,115	285,156	

受益者数263ケース、平均支払い額1,084香港ドル。

事業運営に関するその他の所見

17. 上記とは別に、調査チームは特に3つのNGOと社会福祉署の野宿生活者アウトリーチ隊の運営について、次のような所見を持っている。
- ・69名に就労を手配した点において、St.James隊はこの面で最良の運営を行っている。特に就労手配に対するスタッフの適切な指示と、雇用してくれそ

うな見込みのある雇用主との緊密な連携の維持が、このような成功に向けてのよい実践となっている。

- ・他の2隊と比較して、CCHAの場合は全ての社会指標で最も高い得点を得ている。加えて、職業紹介を手配した13ケースのうちの9ケースで6,000香港ドル以上の月収を得ている。サービスの質は立派である。
- ・救世軍は路上からの脱却支援で数的に最も多く貢献している。おそらく、野宿生活者向けのデイセンターや簡易宿所・単身者用宿所など、救世軍が保有する利用可能な諸資源のバックアップと統合が効果的なのであろう。
- ・社会福祉署の野宿生活者アウトリーチ隊が、新たに接触したり路上から脱却させたりした野宿生活者の月平均数は、3つの深夜アウトリーチ隊よりも少ない。社会福祉署隊がいくつかの非常に困難なコアケース、例えば慢性（5年以上）のケースや、精神障害の疑いがあるケースなどを担当していることから、こうしたことは理解し得る。短期間で野宿生活者を路上から脱却させる支援活動がいかに困難なことであるか、この事実は社会福祉署隊にそれを知らしめている。深夜アウトリーチを行わない社会福祉署隊は、野宿生活者問題に取り組む協調関係を構築するため、例えば地区議会（District Council）・食品環境衛生署（Food and Environmental Hygiene Department）など、地区における関連する部門や機関との調整役を引き受けなければならない。

18. 調査チームは残された期間、3つのNGOや社会福祉署隊と緊密に作業を継続してゆく予定である。サービスのさらなる改善をはかるためには、合同会議を開いて成果の比較や、うまくいった実践の共有が重要となろう。

アクションプランの有効性に関する社会福祉署の暫定評価

野宿生活者数の減少

19. 野宿生活者の登録数はアクションプランの実施以降、減少傾向にあることが明らかとなった。2001年4月から2002年3月までの間に、925ケースが登録抹消されたのに対して、827の新規もしくは復活したケースが登録された。その結果、野宿生活者の登録上の総数は2001年4月の1,203から、2002年3月の1,027へと減少した。綿密に検討してみると、当該期間中の登録抹消のうちの547（58%）ケースは、長期的あるいは一時的宿泊施設の手配で野宿生活者からの脱却を支援されたか、適切な療養施設で治療を受けるよう支援されたかであり、その他のケースは追跡されていない。当該期間に、わずか132（16%）

ケースながら再登録されているが、我々はこうした登録抹消ケースの野宿生活者を、再び野宿生活に逆戻りさせないようにしなければならない。

20. 2001年5月以来の3つの深夜アウトリーチ隊による事業実施と、野宿生活者たちと接触しようとする多大な努力で、このアクションプランが、野宿生活者の路上からの脱却支援にとっても有効であることが明らかになった。2001年11月以降はさらに野宿生活者の登録抹消が増える結果となり、例えば、2001年11月から2002年3月までに新規・復活ケースが387であったのに対して、登録抹消ケースは700に及んでいる。同時に、社会福利署は、報告された野宿生活者のより最新の状態を確かめようと、生活保護制度のような多様な情報源に照会して、野宿生活者登録情報との調和を図る努力もしてきた。収集された利用可能な情報をもとにして、社会福利署の最前線の現場スタッフは、訪問と接触を通して野宿生活者に関する精力的な再調査を行っている。その結果、これらのケースのいくつかは野宿生活から脱却する手助けとなったし、最新の情報はもはや野宿しなくなり登録抹消された後の野宿生活者登録に反映されるであろう。
21. さらに状況を改善し野宿生活者登録の正確で最新の情報を保証するため、最前線のソーシャルワーカーたちが登録に際してデータ入力を行いやすいよう、社会福利署は手引書の改善を行った。

自立の推進

22. アクションプランや以下の文章で指摘される相互補完的な努力は、野宿生活者の自立を推進する手助けとなってきた。表3で確認できるように、生活保護にかかっている野宿生活者の実数と比率は、アクションプランの積極的な効果が顕著になった2001年11月以降減少してきている。さらに言うなら、社会保障ネットにかかることを防いだ便益は過小評価されるべきではない。

相互補完的な努力

23. アクションプランとの連携を図るため、社会福利署は後述するよういくつかのイニシアチブと施策を講じている。

改善された簡易宿所サービス

24. 怡安 Yee On 宿所は、救世軍が助成金を受けて運営する単身者用の簡易宿所であるが、2001年4月に旺角 Mong Kok の長沙湾邨 Cheng Sha Wan Estate か

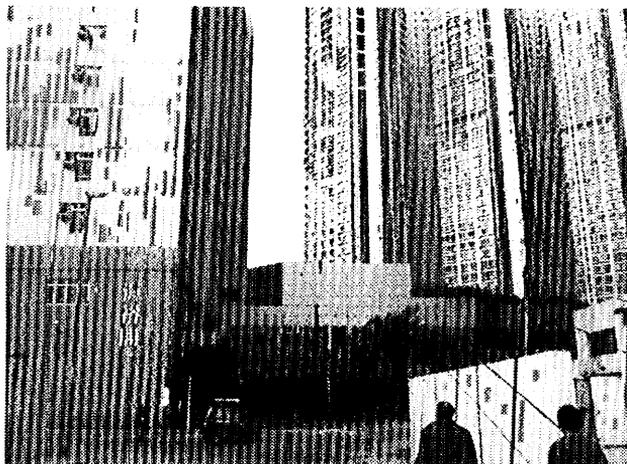
表3 生活保護受給の野宿生活者 (2001年4月～2002年3月)

	野宿生活者数	生活保護受給の野宿生活者数	%
2001年4月	1,203	765	64
5月	1,223	787	64
6月	1,227	803	65
7月	1,268	840	66
8月	1,280	847	66
9月	1,305	870	67
10月	1,340	732	55
11月	1,322	899	68
12月	1,320	846	64
2002年1月	1,129	680	60
2月	1,128	680	60
3月	1,027	601	58

社会福利署調査では、野宿生活者数は、1996年2月で1,023名、1998年11月で726名、2000年1月で819名、2000年10月で1,310名となっている。

ら海富閣 Hoi Fu Court に移転して再度運営され始めた。野宿生活者が集中している油尖旺 Yau Tsim Mong (油麻地・尖沙咀・旺角の3地区の頭文字) 区的需求に対応すべく、この簡易宿所は40名分のベッドを提供している。野宿生活者への機敏で広範囲のサービスを構築するため、この簡易宿所では救世軍のデイセンターや深夜アウトリーチ隊とのインターフェイスも行っている。

写真8 救世軍経営の怡安宿舍の入居する高層マンション (表4の9c) (油麻地地理立地ニュータウンの前方高層マンションの2階にある)



25. 困窮したホームレスに宿泊援助を提供する曦華樓Sunrise Houseに加えて、民政事務綜署管轄（Home Affairs Department）の高華閣High Street Houseでは、鄰舍輔導會（Neighbourhood Advice-Action Council; NAAC）の経営依託のもと、2001年8月にケースの入居認定を始めた。270名（女性108名と男性162名）の収容能力があり、社会福利署やNGOからの要請に応じてNAACも野宿生活者の照会を受け入れることになる。

写真9 長沙湾にある救世軍経営の曦華樓の入居する高層アパート、外観、玄関および居室（表4の9e）

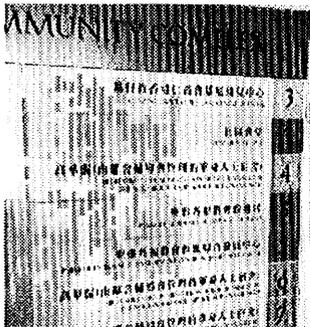
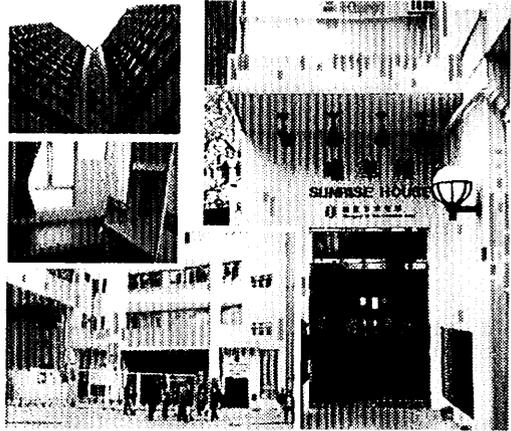
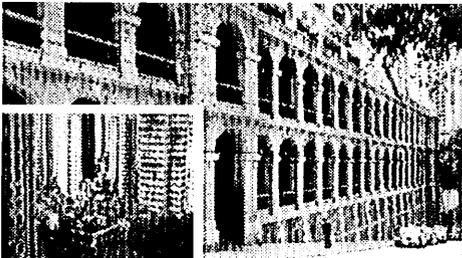


写真10 高華閣のある香港サイド西營盤社區綜合大樓（表4の6b）

（高華閣はこの建物の4・6・7階であり（≒表示）、その他の階にも福祉サービス関連の施設が入っている。窓からの外観は写真のとおり絶景である。この建物は下階部が写真のとおり、古い建物であり、保存建築物として指定されている。社區綜合大樓community complexとして、香港で最初の総合施設である）



26. 社会福祉署の援助のもと、明愛教会Caritasが独自の資金で運営する紅磡Hong Hong簡易宿所は、西部のデービス山から紅磡地区へと移転して再度運営を始めたが、油尖旺地域の野宿生活者にとってよりアクセスしやすくなった。この簡易宿所の家具や設備の購入費用や修繕費用は、宝くじ財団の助成金で全てまかなうと社会福祉署は保証している。2002年4月に事業実施を始めて、簡易宿所の収容能力は30名から40名に増加している。野宿生活者の変化しつつあるニーズに対応するため、この簡易宿所では入居者の自立回復支援を目的として、カウンセリング・雇用相談・職業紹介・社会的スキルの訓練など、統合された一連のサービスを提供している。

27. NGOが運営する宿泊施設関係の支援サービスの全リストは、補助金受給の有無も含めて表4に掲載している。

専門的なサービス団体やその他機関との連携

28. 社会福祉署による調整を通して、香港リハビリ犯罪予防協会 (Society of Rehabilitation and Crime Prevention、以下ではSRACPと略す) が野宿生活者へサービスを提供する諸団体と連携することが合意に達した。民間部門の雇用主ネットワークを利用して、SRACPは前科のある野宿生活者に対し、専門的なカウンセリング・雇用支援サービス・臨時的な雇用紹介・職業訓練・就労申込みなどの照会を受け入れることになる。他方において、刑務所の社会復帰訓練所が満杯の場合、刑務所から就労斡旋する単身者向けの簡易宿所へ移送されるケースがあるが、こうした人々を野宿生活者にしないためには、SRACPへの照会が適していよう。

29. 同様の調整のもと、薬物を濫用する野宿生活者に対して専門的な薬物療法サービスを確保するため、薬物濫用者救済リハビリ協会 (Society for Aid and Rehabilitation of Drug Abusers、以下ではSARDAと略す) と野宿生活者サービス団体との間で、相互に照会し合う仕組みが構築された。加えて、SARDAの石古洲Shek Kwu Chau治療リハビリセンターが水曜日に限って新しいケースを受け入れているように、入院治療を強く希望する野宿生活者はその第一歩として曦華樓Sunrise Houseへの入居が認められるようになった。救世軍が運営するこの施設は、薬物中毒回復センター (Drug Detoxification Centre) への入院治療を準備するためのプログラムを提供している。

30. 3つの深夜アウトリーチ隊は、野宿生活者のケースを取り扱うに際して、野

宿生活者アウトリーチ隊・家族サービスセンター・総合家族サービスセンター・家族サポート・ネットワークチームを含む社会福祉署のサービス機関と協力して仕事をしてきた。社会福祉署の家族サービスセンターは、困窮している野宿生活者が望めば、カウンセリング・アウトリーチ・支援サービスも提供している。深夜アウトリーチ隊と社会福祉署のサービス機関との間で連携を深め、運営上の問題を仕分けるため、地域ベースの定期的な集会がもたれ、野宿生活者を支援するよりより連携のあり方が話し合われてきた。

野宿生活者問題に取り組む地域の努力

31. 社会福祉署の地区事務所も野宿生活者を支援するために努力を積み重ねてきた。例えば、老人ホーム・公営住宅・野宿生活者用の簡易宿所やシェルターを定期的に視察し、関心のある訪問に参加するボランティアを動員したりする以外に、油尖旺地域の社会福祉事務所は、若い野宿生活者が集中する香港文化センターやその他の地点で、数多くの展示会を時には夜にも行った。精神障害を持つと思われる野宿生活者を救護するため、試験的なプロジェクトも導入された。ソーシャルワーカーと病院当局のコミュニティ精神医療チームとが連携して、精神障害を持つと思われる2名の野宿生活者に対して、この期間中に病院での精神医学診療を受診する手配が整えられた。深水埗 Sham Shui Po地区の社会福祉事務所は、現役の野宿生活者たちと脱野宿の成功経験を分かち合うため、元野宿生活者たちとの昼食会を組織した。荃灣 Tsuen Wan地区では、野宿生活者に利用可能なサービスを紹介し受け入れサービスを提供するため、アレクサンドラ王女コミュニティセンター (Princess Alexandra Community Centre) で夜間に定期的な集会を開いてきた。ボランティアたちも地区内の野宿生活者に対する定期的なアウトリーチ訪問に動員されてきた。

結論

32. 1年前に事業が実施されて以降、アクションプランは、初期段階におけるいくつかの積極的な成果をもたらしている。3つのNGOは異なる長所を持ち合わせており、野宿生活者への宿泊施設支援で能力を発揮するところもあれば、職業紹介などに長けているところもあり、野宿生活者問題に取り組む効果的な実践は、調査チームのインプットを通して各々の組織の間で共有されている。より協調した手法で野宿生活者問題を支援するための関連機関とサービス団体との連携は、相互補完的な努力と緊密な共同作業によって達成される。調査チー

ムの援助を得た社会福利署は、アクションプランを完遂するのみならず、絶えず厳密にその状況を監視し続けるであろう。

(http://www.hwfb.gov.hk/hw/english/archive/legco/W_020610a/st_sleeper.htmより、2003年10月26日採録。)

付記：この調査は、海外科学研究費13572039（平成13年度～15年度）「アジア先進地域におけるホームレス・不法占拠住民問題——日本・韓国・香港の比較研究——」研究代表者：水内俊雄、により行われたものである。研究分担者は中山徹（大阪府立大学）、小玉徹（大阪市立大学）、松村嘉久（阪南大学）である。香港調査に際しては、広東語通訳として日野みどりさん（金城学院大学）に大変お世話になった。香港での聞き取り調査にご協力いただいた救世軍の黃雄生 H.S. WONG、SoCOの吳衛東 NG Wai Tung、香港大学社会工作及社会行政学系の徐永徳 Ernest CHUIさんたち、その他聞き取りにご協力いただいた方々に謝意を表したい。また、香港調査の全般にわたり、香港浸會大學地理学科の鄧永成 TANG Wing Shing さんにお世話になった。本稿の翻訳部分では原口剛さん（大阪市立大学・院）に、聞き取りテープ起こしでは阿部祐輔さん（大阪市立大学・学生）の助力を得た。改めて謝意を表したい。

表4 NGOによる野宿生活者支援サービス施設一覧
(露宿者臨時收容中心/市區單身人士宿舍名單)

					補助	男	女
1	香港明愛 Caritas - Hong Kong						
a	大東明愛臨時宿舍	九龍新清水灣道新九龍地段3544	Cable and Wireless Caritas Temporary Shelter	NK11, 3544, New Clear Water Bay Road, Kowloon	あり	30	-
b	軒輦明愛勸苑	九龍軒輦紅菱街1號	Caritas Hung Hom Hostel	No. 1 Hung Lung Street, Hung Hom, Kowloon	なし	40	-
2	香港露宿救濟會 Street Sleepers Shelter Society Trustees Incorporated						
a	軒輦露宿者之家	香港軒輦堅尼地道83號二樓	Wan Chai Shelter	1/F., 83 Kennedy Road, Hong Kong	なし	72	18
b	油麻地露宿者之家	九龍油麻地上海街345A二樓	Yau Ma Tei Shelter	345A, Shanghai Street, 1/F, Yau Ma Tei, Kowloon	なし	70	-
c	深水埗露宿者之家	九龍深水埗元洲街15號A三樓至五樓	Sham Shui Po Shelter	15A Un Chau Street, 2/F to 4/F, Shamshui, Kowloon	なし	46	30
3	仁愛傳教修女會 Missionary of Charity						
a	仁愛之家	九龍深水埗南昌部昌晉樓地下	Home of Love	G/F., Cheong Chi House, Nam Cheong Estate, Shamshui, Kowloon	なし	50	20
4	聖バルナバ St. Barnabas' Society & Home						
a			Drop-in Centre for Street Sleepers		なし	-	-
5	博愛醫院 Pok Oi Hospital						
a	博愛醫院賽馬會單身人士宿舍	葵涌小西村邨瑞盛樓106室	Pok Oi Hospital Jockey Club Hostel for Single Persons	Flat 106, 1/F., Sai Keung House, Siu Sai Wan Estate, Chai Wan, Hong Kong	あり	40	-

6	鄰舍輔導會 Neighbourhood Advice-Action Council						
a	賽馬會樂富宿舍	九龍樂富邨樂翠樓地下	Jeckey Club Lok Fu Hostel for Single Persons	G/F, Lok Tsun House, Lok Fu Estate, Wong Tai Sin, Kowloon	あり	24	18
b	高第街	香港西營盤高第街27号 西營盤社區綜合大樓6樓	High Street House	6/F Sai Ying Pun Community Complex, 2 High Street, Sai Ying Pun, Hong Kong	民政	162	108
7	仁濟醫院 Yan Chai Hospital						
a	仁濟醫院單身人士宿舍	葵涌仁濟街/德華街 仁濟醫院社會服務大樓地下	Yan Chai Hospital Urban Hostel for Single Persons	G/F, Yan Chai Hospital, Social Service Complex, Tak Wah Street / Yan Chai Street, Tsuen Wan	なし	28	12
8	聖雅各福群會 St. James' Settlement						
a	西安日間援助中心	香港西營盤西安里 10號福祥閣地下 1-3號舖	Day Relief Centre for Street Sleepers	G/F, Shop 1-3, Fortune Court, 10 Sai On Lane, Sai Ying Pun, Hong Kong	あり	-	-
b	李達街單身人士宿舍	香港灣仔李達街 一號一樓	Li Chit Street Single Persons Hostel	1/F, 1 Li Chit Street, Wan Chai, Hong Kong	あり	40	-
c	緊急收容中心	香港灣仔	Emergency Shelter in Wan Chai	Wan Chai, Hong Kong	あり	10	-
9	救世軍 Salvation Army						
a	露宿者援助中心	九龍油麻地上海街 345A一樓	Day Relief Centre for Street Sleepers	345A, Shanghai Street, 1/F, Yaumatei, Kowloon	あり	-	-
b	南明婦女之家	九龍南山廟南明樓 地下	Nam Ming Haven for Women	G/F, Nam Ming House, Nam Shan Estate, Kowloon	あり	-	42
c	怡安宿舍	九龍旺角西面富苑的 榕樹一樓110-116室	Yee On Hostel	Unit 110-116 Hei Yu House, Hei Fu Court, Mongkok, Kowloon	あり	40	-
d	信安宿舍	九龍油麻地上海街 47號一樓	Shun On Hostel	1/F, 47 Shanghai Street, Yaumatei, Kowloon	なし	14	-
e	曦草樓	九龍長沙灣順寧道 323號	Sunrise House	323, Shung Ning Road, Cheung Sha Wan, Kowloon	民政	238	72
10	基督教關懷無家者協會 Christian Concern for the Homeless Association						
a			Activity Centre		なし	-	-
b	恩霖宿舍	九龍深水埗基峰街 98號三樓	Yan Chack Hostel	2/F, 98 Kei Lung Street, Shamshuipo, Kowloon	なし	21	-
c	恩霖宿舍	九龍深水埗鴨脷街 167號三樓	Yan Lam Hostel	2/F, 167 Yee Kuk Street, Shamshuipo, Kowloon	なし	-	10
11	基督教格樹頌之光協會 Light of Yung Shu Tau Christian Society Limited						
a	祈樂(臨時)宿舍	九龍深水埗荷里街 225A號二樓	Kei Lok (Temporary) Hostel	1/F, 225A Ho Tin Street, Shamshuipo, Kowloon	なし	10	-
					合計	935	330
					總計	1,265	

民政：民政事務總署より資料委託